

香川県広域水道企業団条例第4号

香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例

香川県広域水道企業団水道事業給水条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表9（第29条関係） 旧土庄町水道事業の給水区域における料金（1箇月につき） （1）基本料金				別表9（第29条関係） 旧土庄町水道事業の給水区域における料金（1箇月につき） （1）基本料金			
用途の別	メーターの口径	使用水量	金額	用途の別	メーターの口径	使用水量	金額
家事用	13ミリメートル	8立方メートルまで	<u>1,380円</u>	家事用	13ミリメートル	8立方メートルまで	<u>1,150円</u>
	20ミリメートル	8立方メートルまで	<u>2,544円</u>		20ミリメートル	8立方メートルまで	<u>2,120円</u>
	25ミリメートル	8立方メートルまで	<u>3,804円</u>		25ミリメートル	8立方メートルまで	<u>3,170円</u>
営業用、団体用、工業用	13ミリメートル	15立方メートルまで	<u>3,072円</u>	営業用、団体用、工業用	13ミリメートル	15立方メートルまで	<u>2,560円</u>
	20ミリメートル及び25ミリメートル	15立方メートルまで	<u>5,292円</u>		20ミリメートル及び25ミリメートル	15立方メートルまで	<u>4,410円</u>
	30ミリメートル及び40ミリメートル	15立方メートルまで	<u>8,292円</u>		30ミリメートル及び40ミリメートル	15立方メートルまで	<u>6,910円</u>
	50ミリメートル	15立方メートルまで	<u>12,672円</u>		50ミリメートル	15立方メートルまで	<u>10,560円</u>
	75ミリメートル	15立方メートルまで	<u>28,392円</u>		75ミリメートル	15立方メートルまで	<u>23,660円</u>
湯屋用		200立方メートルまで	<u>23,760円</u>	湯屋用		200立方メートルまで	<u>19,800円</u>
工事又は臨時用			<u>3,300円</u>	工事又は臨時用			<u>2,750円</u>
（2）超過料金				（2）超過料金			
用途の別	金額			用途の別	金額		

	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
家事用	8立方メートルを超え15立方メートルまで	<u>228円</u>
	15立方メートルを超え30立方メートルまで	<u>312円</u>
	30立方メートルを超えるもの	<u>372円</u>
営業用、団体用、工業用	15立方メートルを超え30立方メートルまで	<u>300円</u>
	30立方メートルを超え100立方メートルまで	<u>348円</u>
	100立方メートルを超え500立方メートルまで	<u>396円</u>
	500立方メートルを超えるもの	<u>324円</u>
湯屋用	200立方メートルを超えるもの	<u>240円</u>
船舶用		<u>468円</u>
工事又は臨時用		<u>468円</u>
私設消火栓	略	

(3) メーター使用料（1個当たり）

メーターの口径	金額
13ミリメートル	<u>168円</u>
20ミリメートル	<u>300円</u>
25ミリメートル	<u>336円</u>
30ミリメートル	<u>528円</u>
40ミリメートル	<u>636円</u>
50ミリメートル	<u>2,640円</u>
75ミリメートル	<u>3,372円</u>

備考

1～3 略

	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
家事用	8立方メートルを超え15立方メートルまで	<u>190円</u>
	15立方メートルを超え30立方メートルまで	<u>260円</u>
	30立方メートルを超えるもの	<u>310円</u>
営業用、団体用、工業用	15立方メートルを超え30立方メートルまで	<u>250円</u>
	30立方メートルを超え100立方メートルまで	<u>290円</u>
	100立方メートルを超え500立方メートルまで	<u>330円</u>
	500立方メートルを超えるもの	<u>270円</u>
湯屋用	200立方メートルを超えるもの	<u>200円</u>
船舶用		<u>390円</u>
工事又は臨時用		<u>390円</u>
私設消火栓		企業長が別に定める。

(3) メーター使用料（1個当たり）

メーターの口径	金額
13ミリメートル	<u>140円</u>
20ミリメートル	<u>250円</u>
25ミリメートル	<u>280円</u>
30ミリメートル	<u>440円</u>
40ミリメートル	<u>530円</u>
50ミリメートル	<u>2,200円</u>
75ミリメートル	<u>2,810円</u>

備考

1 料金は、この表の基本料金、超過料金及びメーター使用料の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2・3 略

4 「団体用」とは、官公署、学校、保育所、認定こども園又は会社の用に使用するものをいう。ただし、職員が3人以下の場合は、家事用とすることができる。

5～9 略

10 家事用、営業用、団体用、工業用及び湯屋用において、この表の基本料金の金額は、使用水量がない場合は当該基本料金の金額に100分の60を乗じて得た額と、使用水量が3立方メートルまでの場合（使用水量がない場合を除く。）は当該基本料金の金額に100分の70を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

4 「団体用」とは、官公署及び公立学校幼稚園、保育所、幼稚園、会社に使用するものをいう。ただし、職員が3人以下の場合は、家庭用とすることができる。

5～9 略

10 家事用、営業用、団体用、工業用及び湯屋用において、この表の基本料金の金額は、使用水量がない場合は当該基本料金の金額の60パーセント相当額と、使用水量が3立方メートルまでの場合は当該基本料金の金額の70パーセント相当額とする。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の前日から継続して供給している水道の使用で、同日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、改正後の別表9の規定にかかわらず、なお従前の例による。